※ 所有する覚醒剤原料を業務廃止等後30日以内に譲り渡すことができなかった場合は、速やかに覚醒剤監視員の立会いを求め、廃棄等の処分を行ってください。

## 記 載 例

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規 定により、報告します。

令和○○年 ××月 ○○日

届出日を記載します。

所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

届出義務者続柄

住

法人の場合は登記された本社の所在地、 名称及び代表者の氏名を記載します。

名(法人にあっては、名称)

開設者の死亡等により、届出義務者 の代理人が届出を行う場合には続 柄を記載します。 ○○株式会社

代表取締役 中央 太郎

中央区保健所長

業態						薬局			
<del>\\\</del>	務	所	所	在	地	中央区築地〇丁目〇番〇号 中央〇〇ビル1階			
業			名		称	中央〇〇薬局			
品名						名	数		
エフピーOD 錠2.5							○錠		
届出の事由及びその 薬局の業務廃止の						薬局の業務廃止のプ	こめ こ		
事 由 の 発 生 年 月 日 令和〇〇年〇〇月(							DOB		